

青い森鉄道全線開業 10 周年記念動画製作・プロモーション業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務名

青い森鉄道全線開業 10 周年記念動画製作・プロモーション業務

2. プロポーザル実施の趣旨

青い森鉄道が令和 2 年 12 月に全線開業 10 周年を迎えることから、この機会を捉えて県民のマイレール意識の向上や県外の鉄道ファンに向けた魅力発信を行うため、リモート環境で効果的に PR できる記念動画を作成し、動画投稿サイト等でプロモーションを行うものであり、その効果的な動画の内容やプロモーションの手法等について、広く提案を受ける公募型プロポーザルを実施するものである。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和 3 年 1 月 29 日（金）まで

4. 見積限度額

2,568,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

業務の内容は以下を基本とし、その詳細については、契約候補者選定後、青森県と契約候補者間で協議するものとする。

(1) 内容

①10 周年記念動画製作

- ・令和 2 年 12 月 4 日に青い森鉄道が全線開業 10 周年を迎えることを記念し、これまでの感謝とともに、これからも地域の鉄道として地域とともに歩いていくことを伝えながら、より一層の利用を意識付けする趣旨の動画を作成すること。
- ・動画は単なる企画切符や沿線施設の紹介 CM ではなく 10 周年記念であることを意識し、ドローン等の撮影技術を用いるなどして青い森鉄道が地域で果たす役割に焦点を当てること。
- ・動画は 140 秒以内とすること。
- ・製作にあたりモデルの登用の有無は問わないが、登用する場合の経費は受託者が負担すること。
- ・撮影等に委託者が随行する際の旅費等の経費については、委託者が負担するので経費積算に含める必要はない。

②10 周年記念動画のプロモーション

- ・上記①の動画を動画投稿サイトでプロモーションすること。
- ・プロモーションは Youtube インストリーム広告及び Facebook 動画広告を必須とする。その際、地域や年齢等をより効果的と思われる範囲に指定するこ

と。

- ・プロモーション期間は令和2年11月28日(土)～12月4日(金)の1週間を必須とする。
- ・上述の手法及び期間のプロモーションを行った上で、更に別なプロモーションを行っても構わない。

(2) 権利の帰属等

本事業において作成した成果物は、委託者が受託者に契約金額を支払った際に、委託者へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、受託者と協議の上、委託者は必要な範囲において成果物を利用できるものとする。

6. プロポーザルの実施概要

(1) 参加資格

参加できるのは別紙「青い森鉄道全線開業10周年記念動画製作・プロモーション業務 公募型プロポーザル参加資格」各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(2) スケジュール

NO	内容	期限若しくは日程
①	質問受付(文書による(持参、郵送、FAX又はE-mail)、様式任意)	令和2年9月18日(金)17時
②	質問への回答(青森県庁ホームページ上で掲載するほか、質問者には個別に電話にて掲載した旨を連絡)	令和2年9月25日(金)17時
③	「参加意思表明書」及び「業務提案書」の提出	令和2年10月2日(金)17時
④	審査会の実施(審査員による書面審査)	令和2年10月5日(月)～ 令和2年10月9日(金)
⑤	参加者あて審査結果の通知	令和2年10月12日(月)
⑥	最優秀提案者と契約締結に向けた協議 (業務内容や価格等)	審査結果通知後
⑦	契約締結	協議内容の合意後

※⑥において、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。

7. 提出書類の概要

(1) 参加意思表明書：指定様式(様式1)

代表者印を押印の上、郵送・宅配便・持参のいずれかにより **1部**提出すること。

(2) 業務提案書：任意様式

下記内容を記載の上、郵送・宅配便・持参のいずれかにより **8部**提出すること。

【記載内容】

NO	項目	記載内容
①	動画製作概要	動画の内容や秒数、撮影手法等の概要を記載すること。
②	プロモーション概要	情報発信する媒体、内容及び想定しているターゲット層(地域、年齢層)といった概要を記載すること。
③	スケジュール	撮影スケジュール等、情報発信に係る全体スケジュールを記載すること。

④	過去3年間の実績	本業務の参考となるような過去3年間の委託業務詳細が分かる以下の資料を添付すること。 ・業務名及び発注者（契約書及び仕様書を添付） ・その他、実施概要が分かる書類
⑤	推進体制	本業務に従事する人数、部署、担当者等を記載すること。
⑥	経費積算	本業務に付随する経費の見積金額を記載すること。
⑦	その他特記事項	その他、本業務に限らず、青い森鉄道の利用促進につながる独自の提案がある場合は記載すること（任意提案）。

8. 審査会について

(1) 審査方法

青森県庁交通政策課員等で構成される審査員が、業務提案書の内容を書面審査（提案者によるプレゼンを行わない）し、最優秀提案者を選定する。なお、必要に応じて提案者に個別にヒアリングすることもありえる。

(2) 評価基準

上記7（2）に掲げた業務提案書の記載内容の各項目について評価し、点数化する。

(3) 最優秀提案者の選定方法

- ・審査委員は、審査表により個別に点数化する。
- ・事務局は審査委員の点数を集計し、合計点が最も高い1者を最優秀提案者として選定する。
- ・合計点が最も高い者が複数となった場合は、審査委員の協議により選定する。
- ・参加者が1者の場合でも、参加者の点数が審査員1人あたり14点未満の場合は「最優秀提案者なし」とする。

9. 契約締結方法

最優秀提案者と業務内容や価格等の協議を経て、随意契約により契約を締結する。なお、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

10. 問い合わせ先及び書類提出先

青森県庁企画政策部交通政策課青い森鉄道グループ 金淵

住所：〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

TEL：017-734-9150 FAX：017-734-8037

E-mail：satomi_kanabuchi@pref.aomori.lg.jp

11. その他

- ・本プロポーザルの実施にあたって要した経費（資料の制作費、郵送代など）は全て参加者の負担とする。
- ・本プロポーザルに対する質問への回答については、質問者へ回答するとともに青森県庁ホームページに掲載し、他者にも情報を共有する。

【別紙】

青い森鉄道全線開業 10 周年記念動画製作・プロモーション業務

公募型プロポーザル 参加資格

- (1) 「青森県・競争入札参加資格者名簿（役務）」に掲載されており、①営業種目が「W01（広告・宣伝）」かつ「W02（映画・ビデオ製作）」、②等級格付けが「A」又は「B」、③青森県内に本社若しくは支社が置かれている、以上 3 点を全て満たす者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定するものに該当しないものであること。
- (3) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 業務提案書の提出期限の日から契約締結までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号。以下「法」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (7) 次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
 - オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。